横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正について（建築物）

１　改正の趣旨

令和４年７月から８月にかけて建築局が意見公募を実施した規則改正の一部について、横浜市福祉のまちづくり条例に基づく横浜市福祉のまちづくり推進会議※１の下部組織である専門委員会※２において、改正内容の一部を改めるべきと、ご意見をいただいたことから改正内容を再検討しました。

※１、学識経験者、障害者団体代表（障害当事者）、子育て団体代表、建築・交通事業者、市民公募委員、行政関係者など23名で構成（条例第７条）

※２、推進会議において設置を決定する。学識経験者、障害者団体代表（障害当事者）、建築・ホテル事業者、行政機関など12名で構成（条例第７条第３項）

２　主な改正概要

指定施設整備基準において、床面積の合計が2,000平方メートル以上の共同住宅における移動等円滑化経路を構成するエレベーターのかごの幅に関するただし書き規定を削除します。これにより共同住宅のエレベーターのかごの幅は、140ｃｍ以上必要となります。施行予定日は令和５年10月１日です。

現行の基準

床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物における移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。（ただし、車いす使用者が円滑に利用できる幅のエレベーターを設置する場合は、この限りではない。）

1. 籠の幅は、140㎝以上とすること。
2. 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。

前回意見公募を実施した際の改正案

床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物における移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、次に掲げるものであること(ただし、貫通型で車いす使用者の利用に支障が無い場合に限り適用しない）。

（ア）籠の幅は、140㎝以上とすること。

（イ）籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。

今回の改正案

床面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物における移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、次に掲げるものであること。

1. 籠の幅は、140㎝以上とすること。
2. 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。

３　その他

当初の規則改正素案の市民意見公募結果については、以下のページをご覧ください。

横浜市公式トップページより

トップページ＞暮らし・総合＞福祉・介護＞福祉のまちづくり＞福祉のまちづくり条例・規則＞条例と規則の改正について＞規則の改正について

ＵＲＬは以下の通りです。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fuku-machi/jorei/kaisei/fukumachikisokukaise.html>